

議第 29 号

高島市未来へ誇れる環境保全条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 26 日

高島市長 福 井 正 明

---

高島市未来へ誇れる環境保全条例の一部を改正する条例

高島市未来へ誇れる環境保全条例（平成 19 年高島市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 66 条第 1 項に次のただし書きを加える。

ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

第 66 条に次の 1 項を加える。

3 許可事業者は、第 1 項ただし書きの軽微な変更を行ったときは、規則で定めるところにより、当該変更の日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

第 73 条中「第 66 条」を「第 66 条第 1 項」に改める。

第 74 条中「市長は」の次に「、第 60 条第 1 項もしくは第 66 条第 1 項の許可を受けず埋立て等を施工しているとき」を加える。

第 83 条第 1 項中第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 第 60 条第 1 項または第 66 条第 1 項の規定に違反して許可なく埋立て等を行った者

(4) 第 74 条に規定する命令に違反した者

第 84 条中「、第 73 条、第 74 条」を削る。

第 86 条第 1 項第 2 号中「第 64 条」の次に「、第 66 条第 3 項」を加える。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。